

がけ近接建築物制限の運用

- ① 条例第6条第1項の「小段等により上下に分離するがけ」とは、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して30度以上の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときをいう。
- ② 条例第6条第1項の「当該がけの上端から下端までの水平距離の中心線からそのがけの高さに相当する水平距離」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱までの距離をいい、軒庇等を含まない。

